

# ルールを守ってごみを出しましょう



## ルールが守られていないごみは回収できません

ごみ出しルールの周知徹底・マナー向上、再資源化を推進するため、ルールが守られていないごみの取り残しを行っています。回収できないごみには、町職員、自治会役員、収集業者が注意シールを貼付します。

ごみ出しのルールについて、詳しくは4月上旬に配布された「ごみの分け方・出し方」または町のホームページを確認してください。

### 取り残しの対象となるもの（例）

#### ●指定袋に入れず出されたごみ



(例) レジ袋やその他無地の袋など、町指定袋以外で出されているもの、袋に入りきらないもの

#### ●分別されずに出されたごみ



(例) 燃えるごみの袋に缶やビンが入っているもの

#### ●その他ごみステーションで回収できないごみ



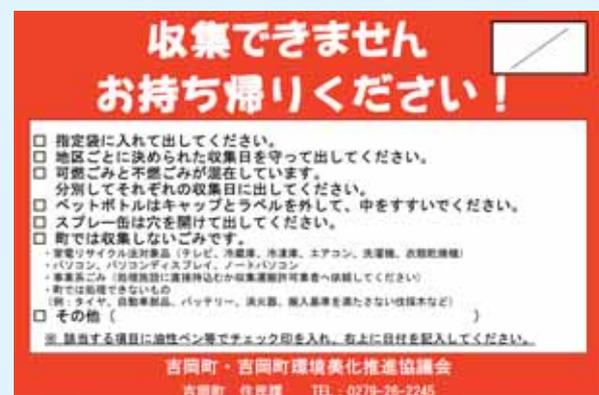
(例) 粗大ごみ、家電リサイクル法対象機器、タイヤ・自動車部品など

#### ●事業活動で出されたごみ



### ごみを取り残されていたら

- ごみを取り残されていた場合は、排出者が一度持ち帰ってください。
  - 違反内容を確認し、ルールを守ったうえで、改めて出してください。
  - 改善が見られない場合は、職員がごみを開封調査し、**排出者に対し、訪問・指導を行うことがあります。**
- ※交通、防災、衛生上などやむを得ない場合は、取り残しをせずに収集を行うことがあります。



▲こちらの注意シールを貼ります。

問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2245 (直通)